

## 理事及び監事候補者選考要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人中播広域シルバー人材センター（以下「この法人」という。）の定款第20条の規定により、総会において理事及び監事を選任するために、その候補者を選考する手続きを定めるものとする。

### (候補者の推薦)

第2条 理事及び監事候補者選考委員会（以下「委員会」という。）は、正会員及び特別会員、若しくはこの法人の事業運営に必要と認められる知識と経験を有する者で理事及び監事にふさわしい候補者を選考し、これを理事会に推薦するものとする。

### (委員会)

第3条 委員会は次の基準により選出された委員をもって構成する。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| (1) 運営委員会全員        | 4名 |
| (2) 各事業所の会員を代表するもの | 3名 |
| (3) 副理事長           | 1名 |

- 2 選考委員は、理事会の承認を得て理事長が選任する。
- 3 選考委員の中から互選により、選考委員長を選出する。
- 4 選考委員長は委員会を運営し、代表する。
- 5 選考委員の任期は、定款第24条の規定を準用する。

### (委任)

第4条 この要綱に定めるものの他選考にあたっての必要な事項は、委員会において定める。

### 附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。